

別記様式第1号の2の2の2の2 (第4条の2、第51条の11の3関係)

統括 防火 管理者選任 (解任) 届出書
 防災

年 月 日

鶴岡市消防長 殿

管理権原者

住 所 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇〇〇

氏 名 代表取締役 消防 太郎

電話番号 0000-00-0000

下記のとおり、統括 防火 管理者を選任 (解任) したので届け出ます。
 防災 記

| | | | | | |
|------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|--|--|-------------------------------|
| 防火 対象 物 | 建築物 その他 の工作 物 | 所在地 | 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号 | | |
| | | 名称 | 〇〇ビル 電話 (0000) 00-0000 | | |
| | | 用途 | 飲食店 | 令別表第1 | (3) 項ロ |
| | | 種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種 | 収容人員 | 〇〇〇人 |
| 統括 防火 ・ 防災 管 理 者 | 選任 | 氏名 (フリガナ) | 消防 次郎 (ショウボウ ジロウ) | | |
| | | 住所 | 鶴岡市〇〇町〇〇番〇〇号 | | |
| | | 選任年月日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | | |
| | 資格 | 講習 | 種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 防火管理 (<input checked="" type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 乙種) | <input type="checkbox"/> 防災管理 |
| | | | 講習機関 | 日本防火協会 | |
| | | | 修了年月日 | 令和〇年 〇〇月 〇〇日 | 年 月 日 |
| | その他 | | <input type="checkbox"/> 令第3条第1項第 () 号 () | <input type="checkbox"/> 令第47条第1項第 () 号 | |
| | | <input type="checkbox"/> 規則第2条第 () 号 | <input type="checkbox"/> 規則第51条の5第 () 号 | | |
| 解任 | 氏名 | 消防 三郎 | | | |
| | 解任年月日 | 令和〇年 〇〇月 〇〇日 | | | |
| | 解任理由 | 人事異動のため | | | |
| その他必要事項 | | | | | |
| 受付欄※ | | 経過欄※ | | | |
| | | | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 統括防火・防災管理者の資格を証する書面を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

統括防火管理者選任（解任）届出書の届出者名簿

統括防火管理者として、消防 次郎を選任したので届け出ます。

| 住 所 (法人の場合は、法人の住所) | 名称及び氏名 (法人の場合は、名称、法人名及び代表者氏名) |
|-----------------------|----------------------------------|
| 鶴岡市〇〇町〇番〇号 | 居酒屋〇〇 店主 防災 五郎 |

統括防火管理者の資格を有する者であるための要件に係る確認事項

〇〇ビルの「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火管理者に付与する権限等については、下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与

統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与している。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火管理上必要な業務

統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務」として、次の内容を説明しており、このことについて統括防火管理者が十分な知識を有している。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火管理上必要な事項

統括防火管理者に「防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項」として、次の内容を説明しており、このことについて統括防火管理者が十分な知識を有している。

- (1) 防火対象物の位置、構造及び設備等の状況に関すること。
- (2) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な事項